

生産基盤をサポート!

# 園芸施設共済



お見積もり・加入のご相談については、  
最寄りの農業共済組合までお気軽にお問い合わせください。

農業共済組合  
茨城県農業共済組合連合会



# NOSAIから補償

## ご提案1

### 上乘せ特約で補償を手厚く!《充実コース》

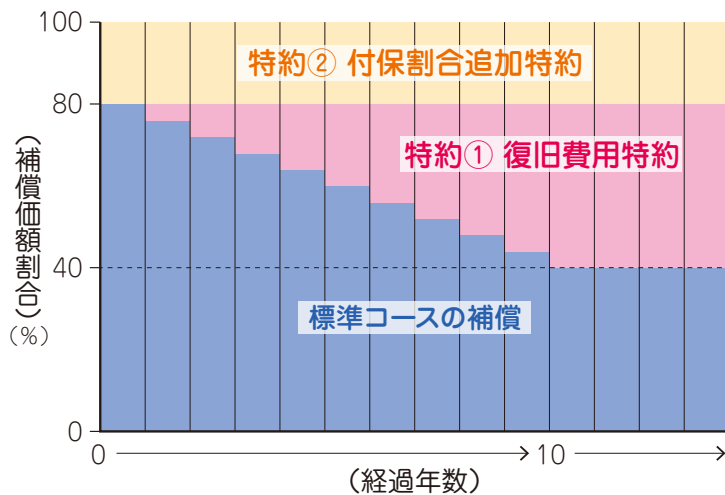
近年、災害のなかった地域に大雪や竜巻が発生する等、昔と比べ災害のリスクが高まっています。

園芸施設共済は、経過年数等に応じた時価額を補償する保険です。標準コースだけでは台風等の災害が発生した際、再建に自己資金を多く投じる必要があります。

ハウス本体・附帯施設に大きな災害があった際の補償を手厚くできる「**復旧費用特約**」及び「**付保割合追加特約**」をセットで加入する“充実コース”をお勧めします。



#### ハウス本体の補償イメージ (パイプハウス)



充実コース (特約①+②) を加入すれば、経過年数にかかわらず新築時の資産価値 (再建築価額) 相当まで補償が可能です。

※この特約はいずれか1つのみを付加することも可能です。

標準コースは、経過年数に応じて減価償却された価額の8割まで補償します。

(古くなったハウスでも、最大4割まで補償)

#### 特約① 復旧費用特約

ハウス本体・附帯施設の復旧に要した費用を最大80%まで補償します。

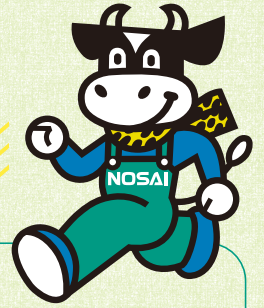
- 業者に頼らず、自力復旧した場合、もしくは材料費以外の労務費が請求書等に記載されていなかった場合は、労務費を加算して共済金をお支払いします。
- ハウス本体及び附帯施設を復旧した場合に共済金をお支払いします。
- 棟ごとに加入選択できます。
- 被覆材の補償は対象外です。

#### 特約② 付保割合追加特約

本特約を付加することで、補償価額の最大100%までの補償が可能となります。

- 付保割合80%を選択した場合に、10%又は20%を付加することができます。
- 棟ごとに加入選択できます。
- 施設内農作物の補償は対象外です。

# に関するご提案



## ご提案②

### 小さな被害も補償してほしい方向け

#### ・小損害不てん補 1 万円特約・

標準コース（3万円又は共済価額の5%）では共済金の支払対象とならないビニール破れ等の小さな被害でも補償の対象となります。

- 損害額が1万円を超える場合に、損害の程度に応じて共済金をお支払いします。
- 共済掛金は全額加入者様の負担になります。**（※追加の掛金は非常に少額です。）**

## ご提案③

### 掛金を安く抑えたい方向け

標準コースは3万円（又は共済価額の5%）を超える損害から補償しますが、大きな損害を受けたときだけ補償を受けたい方向けに、支払いの基準となる金額を選択して加入するプランがあります。

- 基準となる金額は、10万円、20万円、50万円、100万円から選べます。（農家の選択した額）
- 小さな被害を補償範囲から外すことで、**掛金が大幅に安くなります。**
- 充実コースと組み合わせることで、掛金を安くしつつ全壊等の大きな被害時には手厚い補償が可能です。
- 事務費賦課金は割引されません。

#### 標準コースとの割引比較（パイプハウスの場合） ※令和8年4月時点

10万円を超える  
損害から補償

約**4**割引

20万円を超える  
損害から補償

約**7**割引

50万円を超える  
損害から補償

約**8**割引

100万円を超える  
損害から補償

約**9**割引

※割引率は、管轄する組合やハウスの種類等によって異なります。詳しくは組合へお問い合わせください。



**ハウスは園芸施設共済、施設内農作物は収入保険とセットでの加入をお勧めします。**

※収入保険は、青色申告をしている農家が対象です。

※収入保険にご加入の方は、園芸施設共済の「施設内農作物」の加入を選択することができません。

※収入保険の詳細については組合にお問い合わせください。











## 加入できるもの

3万円（又は共済価額の5%）を超えた被害に被害の程度に応じて共済価額の8割を補償する“標準コース”を基本に、補償を拡充する特約を追加できます。

### 特定園芸施設の種類

\\ 必ず加入 //

#### 特定園芸施設 (ハウス本体+被覆材)

<b>ガラス室 鉄骨</b> 20型  主要部分がガラスで骨格材が鋼材又はアルミ	<b>プラスチックハウス パイプ</b> 40型  被覆材がビニールで骨格材がパイプ	<b>プラスチックハウス 鉄骨下</b> 50型  被覆材がビニールで骨格材が鋼材(主に幌型)	<b>プラスチックハウス 鉄骨中・軟</b> 61型  被覆材がビニールで骨格材が鋼材(主に屋根型)
<b>プラスチックハウス 鉄骨中・硬</b> 62型  被覆材が硬質フィルムで骨格材が鋼材(主に屋根型)	<b>プラスチックハウス 鉄骨上</b> 70型  被覆材が合成樹脂板で骨格材が鋼材	<b>プラスチックハウス(雨よけ等)</b> 80型  被覆材がビニールで主に屋根面のみ被覆	<b>多目的 ネットハウス</b> 90型  被覆材が多目的ネット

経過年数に応じた時価額(古いハウスでもハウス本体は4割まで)を補償します。

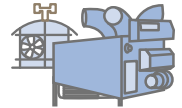
- 加入できるハウスは、農作物を栽培するためのハウスです。車庫や物置として周年使用するハウスは加入できません。
- 複数の棟を所有している場合は、原則全棟加入になりますが、耐用年数を大きく超えた棟、既に他保険への加入がある棟については、加入者の希望で除くことができます。



#### 付帯施設

冷暖房施設、かん水施設、換気施設、カーテン装置、自動制御施設、巻上機(くるくる)等

- 加入できる全ての付帯施設を全棟加入する必要があります。(選択加入はできません。)



#### 施設内農作物

特定園芸施設内で栽培する野菜、花き等

- 施設内農作物は、加入できない作物もあります。事前に組合へお問い合わせください。

## 各種特約

#### 撤去費用特約

倒壊したハウス本体(被覆材を除く)の撤去、処分に要した費用を補償

- 撤去に要した金額が100万円を超える場合、又はハウス本体の損害割合が50%(ガラス室は35%)を超える場合に、支払対象となります。



#### 復旧費用特約

ハウス本体(被覆材を除く)、付帯施設の復旧に要した費用を補償

- 共済金は、ハウス本体及び付帯施設を復旧した場合に支払います。



充実  
コース

#### 付保割合 追加特約

付保割合(補償割合)を最大20%上乗せて補償(施設内農作物を除く) UP!

- 付保割合80%を選択した場合に付加できます。



#### 小損害不てん補 1万円特約

損害額が1万円を超える小さな被害を補償(標準コースでは3万円又は共済価額の5%を超える損害で支払対象)

- 標準コースを選択した場合に付加できます。

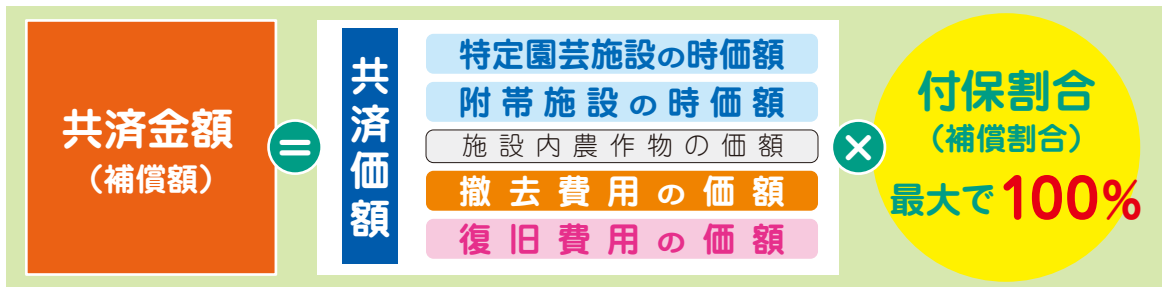


## 責任期間（補償期間）

- 農家負担掛金等の払込みを受けた日の属する月の翌月の1日から原則1年間です。
- ※他の棟と始期を統一する場合は、1か月からの短期加入ができます。
- ※ハウスの設置期間が周年でない場合は、短期加入ができます。
- ※原則、申し込み後の変更はできないため、周年被覆での加入をお勧めします。



## 共済金額（補償額）



- 共済価額（補償価額）は、1棟ごとに算出します。
- 特定園芸施設の時価額…再建築価額\*（ハウス本体及び被覆材の新築価格）に時価現有率を乗じた額。
- 附帯施設の時価額…再取得価額（部材代・施工費等）に時価現有率を乗じた額。
- 施設内農作物の価額…特定園芸施設の再建築価額に施設内農作物価額算定率を乗じた額。
- 撤去費用の価額…農林水産大臣が定める㎡あたり撤去費用額に特定園芸施設の設置面積を乗じた額。
- 復旧費用の価額…特定園芸施設の再建築価額及び附帯施設の再取得価額からそれぞれの時価額を差し引いた額。
- 付保割合（補償割合）は、特定園芸施設等ごとに40%～100%の間で選択できます。  
90%及び100%を選択する場合は付保割合追加特約の付加が必要になります。
- ※再建築価額は、園芸施設共済評価要領によって算出しますが、建築時の見積書を基に算出することも可能です。



## 共済掛金

掛金の半分を国が負担します



- ハウス1棟ごとに計算します。
- 付保割合・撤去費用特約・復旧費用特約は、棟ごとに選択することができます。
- 農家単位で共済金額（補償額）の合計額が1億6,000万円までは国庫負担の対象となります。
- 復旧費用特約・付保割合追加特約及び小損害不てん補1万円特約は、国庫負担の対象外です。
- 掛金率は過去の被害率を基本として算出し、農家ごとの損害率により危険段階を設定しているため、農家ごとに異なります。
- 掛金は、園芸施設の種類及び加入方式等により異なります。また、掛金の他に事務費賦課金を加算させていただきます。
- 農家負担掛金は、必要経費として所得の控除が受けられます。
- 未被覆期間の掛金を割り引きます。
- パイプハウスのうち、骨格の主要部分が31.8mm以上の径のパイプで作られている場合は掛金を割り引きます。（特定園芸施設、附帯施設、撤去費用特約、復旧費用特約）
- 生産団体等と農業共済組合が協定を締結して、一斉加入を行い、条件を満たした場合に掛金等を割り引きます。



## 支払い対象となる災害（共済事故）



風水害 ひょう害



雪害



地震等 その他気象上の原因



航空機の墜落 車両の衝突



火災



鳥獣害



破裂及び爆発



病虫害（施設内農作物に加入した場合）

※自然災害ではない火災、自損事故等は被害の発生原因及び経過により、共済金の支払い対象とならないことがあります。

### ！その他、支払い対象とならない事例

- 1棟ごとの損害額が農家の選択した額を超えない場合。
- 部材そのものに損害がない場合（ビニールのめくれ、ずれ落ち等）。
- 申告した被覆期間を経過して、被覆材に損害が発生した場合（被覆材の影響によりハウス本体に損害が発生した場合も含む。）
- 人為的なもの（盗難、いたずら等）。
- 施設内農作物の連作障害、薬害、生理障害。
- 附属施設の故障及び老朽化。
- 施設内農作物において、同じ病虫害が連続（前年又は前作）して発生した場合、もしくは3作連続して病虫害が発生した場合。
- 故意又は重大な過失によって生じた損害。



## 損害評価のしくみ



上記共済事故が起きたら、速やかに組合へ連絡願います。（損害通知）  
損害評価は、原則1棟ごとに組合と連合会が合同で行います。（現地確認）

※加入時に希望された加入者に限り、全損した（原形を失っている）施設をスマートフォン等で撮影し、画像を組合へ提供いただくことで、組合の現地確認を省略することができます。

ただし、全損した棟以外に損害を受けた棟がある、提供画像では全損確認ができない場合等は、現地確認による損害評価となることがあります。



※農家の選択した額とは、1万円（3万円を選択した加入者のみ選択可）、3万円（又は共済価額の5%）、10万円、20万円、50万円、100万円のいずれかになります。

### ！ご協力をお願い

- 損害評価が終了するまでは、被害を受けた状態の維持にご協力願います。
- 大災害発生時は、被害棟を1棟ごとに確認するため訪問が遅れる場合があります。
- 損害評価までに緊急で修理する必要がある場合には、その旨を組合へ連絡願います。その際、可能であれば被害を受けた箇所の写真撮影と提供をお願いします。
- 緊急に修理した場合、被害を受けたパイプやビニールは、損害評価が終了するまで保管願います。
- ハウス本体や農作物の撤去は、組合の損害評価後に行ってください。
- 施設内農作物の病虫害については、発生の兆候が見られたら速やかに連絡願います。
- 火災が発生した場合は消防署へ、車両の飛び込み等があった場合は警察署へ通報願います。



## 共済金のお支払い

POINT

補償期間内であれば全損になるまで何回でも補償します。

※1回の事故ごとに修復したものに限りです。



※1…損害額は、被害額から残存物価額及び賠償金を差し引いて得た額となります。

※2・3…自然消耗割合及び時価現有率は、経過期間により算出します。

損害評価時の耐用年数経過後における自然消耗割合は適用されません。

※4…分割割合は、作物ごと、病虫害ごとに防除の難易度等により、30%～70%の範囲で定められています。

- 分割評価とは、施設の管理、土壌管理、肥培管理等が不十分で生じた病虫害の事故の際に、肥培管理等に起因する損害と共済事故による損害とを、分割して評価を行うことであり、共済事故による損害以外については共済金支払対象外となります。発生した病虫害により分割すべき割合が定められており、その割合を分割割合といいます。
- 同じ病虫害が連続（前年又は前作）して発生した場合には、100%免責となり、異なる病虫害でも連続（前年又は前作）して発生した場合には、善後措置として20%の分割割合が加算されます。3作連続して病虫害が発生した場合は、3作目の年が100%免責となります。

### 復旧費用特約及び撤去費用特約における共済事故発生時のお願い

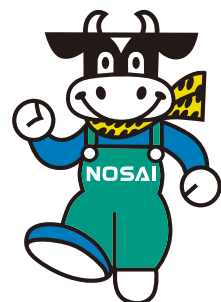
- 損害通知の際に、園芸施設撤去及び復旧計画書（実施予定日、実施内容、設計図、仕様書等）を提出していただきます。
- 撤去又は復旧を行ったときは、遅滞なく請求書又は領収書等を提出願います。
- 請求書又は領収書等は、原則災害の発生した日から1年以内に提出願います。

### お願い

次に該当する場合には組合まで連絡願います。

- ①被害が発生した場合
- ②被覆期間を変更した場合
- ③被覆材を張りかえた場合
- ④ハウスを増改築、譲渡、解体した場合
- ⑤一部又は全部を他保険等に加入した場合

※連絡がない場合や遅れた場合は共済金が支払われない場合があります。



## 共済関係の成立に関する留意事項

### (1) 告知義務と通知義務

加入申し込み時には、申し込み内容について事実を正確に記載して頂く「告知義務」が生じます。告知義務とは、加入申込書に記載されている内容について事実と相違が無いこと、既に事故が生じているものでないこと又はその事故の原因が生じているものでないこと等を正しく申告して頂くことです。また、共済関係成立後に記載された内容に変更があった場合は、遅滞なくNOSAIに通知して頂く「通知義務」があります。

このとき、正しい申告や通知のない場合はこの契約を解除し、共済金をお支払い出来ないことがありますので、記載箇所のご確認をお願い致します。

### (2) 重大事由による共済関係の解除

次のことがあった場合には共済関係を解除し、共済金をお支払い出来ないことがあります。

- ① 共済金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとした場合。
- ② 共済金の請求について詐欺を行い、または行おうとした場合。
- ③ NOSAIが共済加入者に対する信頼を損ない、共済関係の存続が困難となる重大な事由があった場合。

### (3) 損害防止義務

加入者の皆様には、共済目的について通常の管理や、事故が発生したとき、またはその原因が生じたときには、損害の防止またはその軽減に努める等の損害防止義務があります。損害防止義務を怠ったときは、損害の額から防止または軽減することができたと認められる額を差し引くことがあります。

### (4) 解除等における共済掛金等の取扱いについて

(1)、(2)、(3)の事象が発生した場合、共済掛金等に係る返戻金は発生いたしませんのでご了承願います。

**共済関係成立後に交付する園芸施設共済証券で、  
加入内容のご確認をお願いします。**

- ① 申し込み頂いた内容
- ② 共済関係成立後に通知が必要な事項
- ③ 補償対象となる共済事故の一覧

## 農家の皆様へ

### — 金融サービス提供法に係る重要事項 —

農業共済制度は、行政の指導・監督のもと、組合・連合会・国の3段階による責任分担を行って広く危険分散を図るなど、共済金等の確実な支払いができる仕組みを取っておりますが、次のような場合には、共済金等の全額または一部が支払われないこと、または共済関係を解除することがありますので、ご了承のうえ申し込みいただきますようお願い申し上げます。

- |   |  |
|---|--|
| <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 通常すべき栽培管理、その他損害防止を怠った場合及び損害防止について組合の指示に従わなかった場合。</li> <li>(2) 加入申し込みの際等に、重大な過失等により不実の通知をした場合。</li> <li>(3) 正当な理由がないのに、払込期日までに掛金の払込が遅れた場合。</li> </ol> | <ol style="list-style-type: none"> <li>(4) 組合への損害通知を怠り、また、重大な過失等不実の通知をした場合。</li> <li>(5) 組合の財務状況によっては、共済金等としてお支払いする金額が削減されることがあります。</li> </ol> |
|---|--|

※この重要事項の説明書の了承は、加入申込書の提出をもって、ご了承いただく旨よろしくお願い致します。

### 【個人情報取扱いについて】

加入者様から知り得た個人情報は、農業共済事業における引受・損害評価・損害防止及び加入推進等に利用し、他の目的には使用いたしません。個人情報については厳重に管理し、加入者様からあらかじめ同意をいただいた場合、法令に基づく場合及び利用目的の達成に必要な範囲内において連合会を含む関係機関との共同利用をする場合等を除き、お預かりした個人情報は第三者に提供いたしません。

### 【口座振替のお願い】

NOSAIでは、共済掛金等の納入は原則、口座振替となっております。口座振替の申し込みは簡単な手続きで手数料もかかりません。皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

「お申込み・お問い合わせは  
最寄りのNOSAIまで」

いばらき広域農業共済組合  
笠間支所 ☎0296-72-7321

茨城県西農業共済組合  
代表 ☎0296-30-2900  
園芸施設課 ☎0296-30-2952

いばらき広域農業共済組合  
つくば支所 ☎029-839-0168

いばらき広域農業共済組合  
常陸太田支所 ☎0294-72-6227

いばらき広域農業共済組合  
本所 ☎029-350-8815  
水戸支所 ☎029-306-6720

鹿行農業共済組合  
☎0299-90-4000

### 【茨城県農業共済組合連合会】

住所：水戸市小吹町942 代表：029-215-8881 / 資産共済課：029-215-8888 HPアドレス <http://www.nosai-ibaraki.or.jp>

(令和8年4月1日適用)